

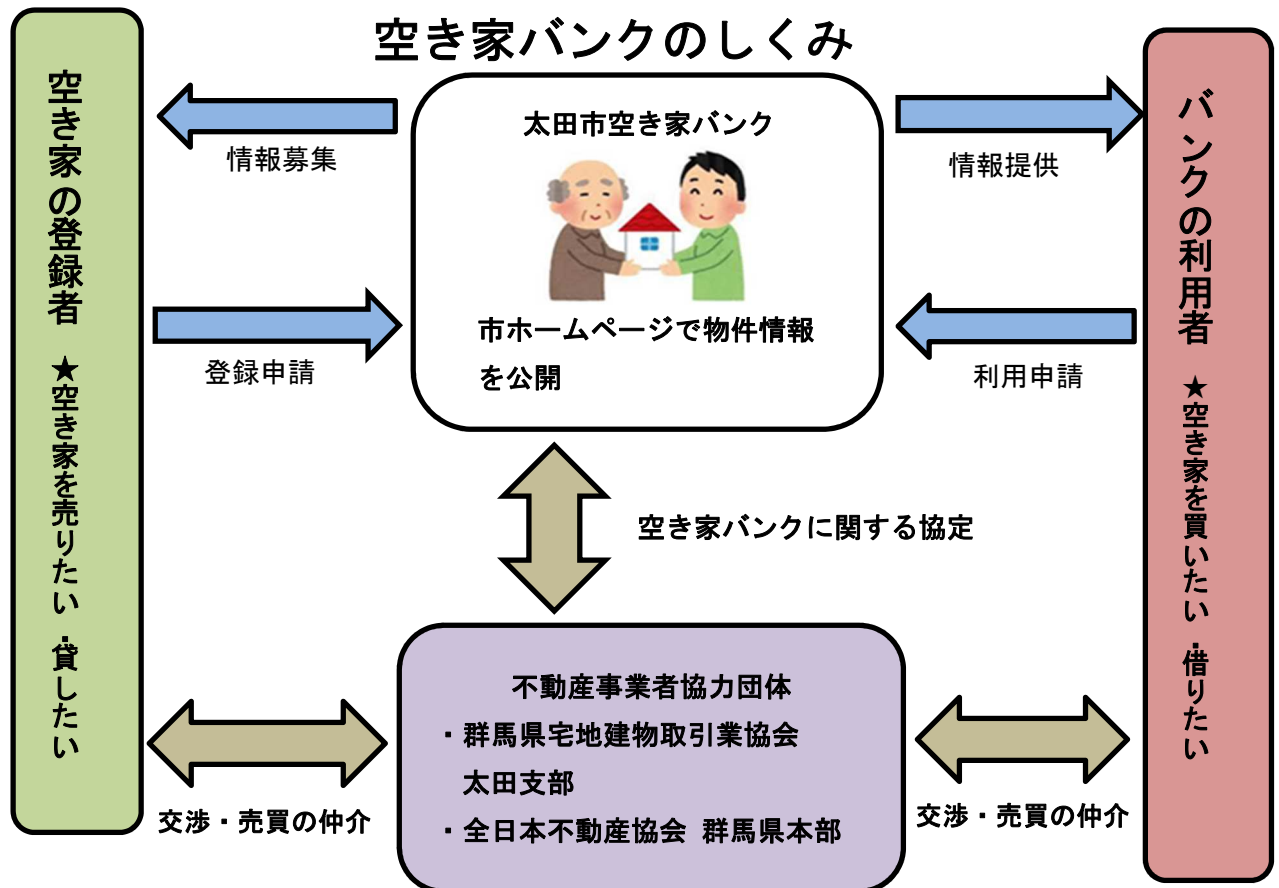
空き家バンクの設置について

□空き家バンクとは

空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したいと希望する人に物件情報を提供する制度です。

□目的 ★市外からの移住定住の促進。

★空き家流通の活性化および市場に出ていない流通の見込める物件の掘り起し。



「空き家を売りたい・貸したい人」のバンク登録

- ・登録可能であるか事前に審査。→中古住宅の流通に適しているか、不動産事業者協力団体に物件の審査を依頼（法令に適合している物件か、抵当権の有無、老朽化の度合いなど確認）
 - ↓
 - ※老朽化が激しい物件は「更地渡し」などの条件により登録可能とする。
- ・登録可能と判断された物件は、その所有者が仲介依頼する協力団体の業者※と販売価格や条件等について相談。その業者に正式に仲介依頼することが決まればその業者と媒介契約を結ぶ。
 - ↓
 - ※仲介依頼する業者は所有者が協力団体から選定もしくは協力団体が斡旋した業者。
- ・媒介契約を結んだ業者が市に販売価格や条件等の物件の詳細を報告する。
 - ↓
 - ・報告を受けた市はその物件を空き家バンクに登録→情報を公開（市ホームページ及び紙台帳の閲覧）

■情報を公開したくない所有者に対して

空き家の処分を検討しているが物件情報の公開を望まない所有者については、従来の「空き家対策協定団体への情報提供」の制度を利用することができます。